

教育委員会定例会事項書

令和2年12月21日(月)
9:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

- 議案第 41号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号))
- 議案第 42号 専決処分の承認について(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係))
- 議案第 43号 専決処分の承認について(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案)
- 議案第 44号 三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案

4 報 告 題

- 報告 1 技能教育施設の指定について
- 報告 2 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和2年11月16日(月)

開会 15時00分

閉会 15時25分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、北野委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第40号 令和3年度教職員人事異動基本方針について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 三重県高等学校体育大会等の結果について

報告2 令和2年度高校生フェスティバルについて

報告3 令和3年度当初予算の要求状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第41号

専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号））

令和2年11月24日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和2年12月21日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



教委第01-56号

令和2年11月24日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

令和2年11月24日付け総務第07-148号で照会のありました令和2年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

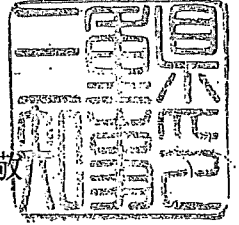
事務担当	教育総務課 企画調整班 松葉
電話	059-224-2946
FAX	059-224-2319



総務第 07-148 号
令和 2 年 11 月 24 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和 2 年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 佐藤 (PHS 5281)

令和2年度三重県一般会計補正予算(第9号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	23,623,623	▲ 6,645	23,616,978
	小学校費	54,281,123	▲ 148,741	54,132,382
	中学校費	29,718,299	▲ 79,630	29,638,669
	高等学校費	36,168,371	▲ 78,326	36,090,045
	特別支援学校費	12,816,236	▲ 29,241	12,786,995
	社会教育費	685,143	0	685,143
	保健体育費	449,414	0	449,414
合計		157,742,209	▲ 342,583	157,399,626

歳出補正予算の主な内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
教育総務費				
事務局人件費	2,524,725	▲ 6,589	2,518,136	人事委員会勧告に基づく給与改定による期末勤勉手当等の減額
小学校費				
小学校人件費	52,855,626	▲ 148,741	52,706,885	人事委員会勧告に基づく給与改定による期末勤勉手当等の減額
中学校費				
中学校人件費	28,846,814	▲ 79,630	28,767,184	人事委員会勧告に基づく給与改定による期末勤勉手当等の減額
高等学校費				
高等学校人件費	27,984,098	▲ 78,326	27,905,772	人事委員会勧告に基づく給与改定による期末勤勉手当等の減額
特別支援学校費				
特別支援学校人件費	10,388,439	▲ 29,241	10,359,198	人事委員会勧告に基づく給与改定による期末勤勉手当等の減額

議案第42号

専決処分の承認について（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係））

令和2年11月24日急施を要したため、別紙のとおり知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和2年12月21日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教委第01-56号
令和2年11月24日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

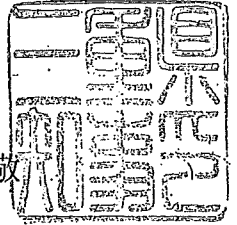
令和2年11月24日付け総務第07-148号で照会のありました令和2年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課 企画調整班 松葉
電話	059-224-2946
FAX	059-224-2319

総務第 07-148 号
令和 2 年 11 月 24 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和 2 年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 佐藤 (PHS 5281)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年十一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p>

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p>

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第

十条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係) 要綱

1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。

2 主な改正内容

特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の335(現行100分の340)に改める。

3 施行期日

公布の日から施行

議案第43号

専決処分の承認について（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）

令和2年11月24日急施を要したため、別紙のとおり公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和2年12月21日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教委第01-56号

令和2年11月24日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県教育委員会教育長



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

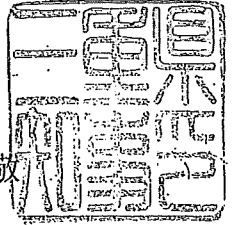
令和2年11月24日付け総務第07-148号で照会のありました令和2
年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にか
かる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」
は、原案に同意します。

事務担当	教育総務課	企画調整班	松葉
	電話	059-224-2946	
	FAX	059-224-2319	

総務第 07-148 号
令和 2 年 11 月 24 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和 2 年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 佐藤 (PHS 5281)

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年十一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六 月に支給する場合においては百分の百三 十、十二月に支給する場合においては百分 の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前 六箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用 については、同項中「百分の百三十」とあ り、及び「百分の百二十五」とあるのは「百 分の七十二・五」とする。</p> <p>4〜6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分 の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六 箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用 については、同項中「百分の百三十」とあ るのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4〜6 (略)</p>

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第十五条の三 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。 次号において同じ。）を借り受け、月額 一万五千元を超える家賃（使用料を含 む。以下同じ。）を支払っている職員（規 則で定める職員を除く。）</p> <p>二 第十六条の二第一項又は第三項の規</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第十五条の三 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。 次号において同じ。）を借り受け、月額 八千元を超える家賃（使用料を含む。以 下同じ。）を支払っている職員（規則で 定める職員を除く。）</p> <p>二 第十六条の二第一項又は第三項の規</p>

定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万五千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額二万九千元以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万五千元を控除した額

ロ 月額二万九千元を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万九千元を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万四千元を超えるときは、一万四千元）を一万四千元に加算した額

二 (略)

3 (略)
(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」

定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額八千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額二万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から八千元を控除した額

ロ 月額二万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万五千元を超えるときは、一万五千元）を一万二千元に加算した額

二 (略)

3 (略)
(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあ

<p>とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>り、及び「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項から附則第四項までの規定は、令和三年四月一日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 第二条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第十五条の三の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与条例第十五条の三の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千元を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与条例第十五条の三第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる職員

3 前項の規定により住居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、同項の規定に準じて、住居手当を支給する。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和二年十一月九日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和2年11月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等を行うものである。

2 主な改正内容

- (1) 期末手当について、年間支給割合を100分の255（現行100分の260）に改める。
- (2) 住居手当について、支給対象となる家賃額の下限を15,000円（現行8,000円）に、手当額の上限を28,000円（現行27,000円）に改める。

また、令和3年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、この改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなるもの等については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、手当額の減額幅が最大2,000円にとどまるよう、経過措置を講ずる。

3 施行期日

- 2(1)は、公布の日から施行する。
- 2(2)は、令和3年4月1日から施行する。

【参考】 期末手当及び勤勉手当の支給割合（再任用職員以外の職員）

年度	手当	6月	12月	計
R2	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）	2.55月（現行2.60月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）	1.9月
R3 ～	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
	勤勉手当	0.95月（改定なし）	0.95月（改定なし）	1.9月

※今回改正するのは下線部分

【参考】 住居手当額等の改正内容

改正後		改正前	
家賃	住居手当の支給額	家賃	住居手当の支給額
15,000円超 29,000円以下	家賃から15,000円を控除した額	8,000円超 20,000円以下	家賃から8,000円を控除した額
29,000円超 57,000円以下	(家賃-29,000円)×1/2 +14,000円	20,000円超 50,000円以下	(家賃-20,000円)×1/2 +12,000円
57,000円超	28,000円	50,000円超	27,000円

※支給額は、すべて百円未満切捨て

議案第44号

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和2年12月21日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案

(三重県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 三重県教育委員会会議規則(昭和三十年十月一日三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(提出)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の文書には、概ね次の事項を記載するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 請願者の住所氏名、団体の場合はその所在、名称および代表者氏名</p>	<p>(提出)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の文書には、概ね次の事項を記載するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 請願者の住所氏名、団体の場合はその所在、名称および代表者氏名(何れも自署し、捺印するものとする。)</p>

(三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則の一部改正)

第二条 三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式から第二十一号様式まで、第二十三号様式及び第二十七号様式の規定中「印」を削る。

(三重県教育財産規則の一部改正)

第三条 三重県教育財産規則(昭和四十二年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「印」を削る。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第四条 教育職員免許状に関する規則(昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名 前

年 月 日生

※日付、名前、生年月日は申請者が自署すること

(三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則の一部改正)

第五条 三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則(昭和三十七年三重県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「四」を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第六条 学校教育法施行細則(昭和三十二年三月二十八日教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「四」を削る。

(三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第七条 三重県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十二年教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「四」を削る。

(三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部改正)

第八条 三重県立高等学校学則の基準に関する規則(昭和三十二年教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「四」を削る。

(三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部改正)

第九条 三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則(昭和三十八年三月三十一日三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「五」を削る。

(斎宮歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第十条 斎宮歴史博物館条例施行規則(平成元年三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「四」を削る。

(三重県立図書館の管理等に関する規則の一部改正)

第十一条 三重県立図書館の管理等に関する規則(平成六年三重県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式(その二)及び第三号様式(その三)中「五」を削る。

(三重県総合博物館条例施行規則の一部改正)

第十二条 三重県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第四号様式及び第六号様式中「写」を削る。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

三重県総合博物館資料貸出許可申請書

三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
 団体名
 代表者氏名
 電 話

三重県総合博物館条例施行規則第9条の規定に基づき、下記について申請いたします。

利 用 目 的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 展示活動のための利用 (3) その他 ()			
内 容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (2) 展示 (3) 複製・複写(模写) (4) 撮影 (5) その他 ()			
貸 出 期 間 (展示の場合は、展示期間)	【貸出期間】	年 月 日 ()	: ~	年 月 日 () :
	【展示期間】	年 月 日 ()	: ~	年 月 日 () :
利 用 場 所 (保管・展示場所)				
貸 出 資 料	資料番号	資料名	数量	備考
取 扱 責 任 者	電話			
輸 送 方 法				
備 考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 資料等について善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 使用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 貸出期間を遵守します。
 - (5) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (6) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により作成した図録・報告書等の出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。
- 展覧会等で利用する場合、展覧会開催要項、展示会場、保管場所、警備体制、消防計画、職員体制、公開承認施設資格の有無等の資料を添付いたします。

第九号様式中「五」を削る。

(三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部改正)

第十三条 三重県立学校体育施設の使用に関する規則(令和元年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

(第1号様式)

体育施設使用(変更)許可申請書

年 月 日

三重県立

学校長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

〔 団体にあつては、住所、団体名、
代表者名、担当者名及び電話番号 〕

下記のとおり、体育施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

記

使用施設			
使用目的			
使用日時			
照明設備 使用時間			
使用予定人数			
責任者 連絡	住 所		
	氏 名	電話番号	
備 考			

(三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部改正)

第十四条 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)

の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

奨学生申込書

いずれか該当するものに○を付けること		予約採用	通常採用	緊急採用	
申込者 (本人)	ふりがな 名前	住所等			
		〒			
		電話 (自宅)	—	—	
		(携帯)	—	—	
	生年月日	在留資格 (外国籍の方のみ)			
	年 月 日生				
親権者 又は 後見人等 (保護者)	ふりがな 名前	住所等			
		〒			
		電話 (自宅)	—	—	
		(携帯)	—	—	
	生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ)	
	年 月 日生				
連帯保証人	ふりがな 名前	住所等			
		〒			
		電話 (自宅)	—	—	
		(携帯)	—	—	
	生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ)	
	年 月 日生				
在学する (入学希望の) 高等学校等	学校名	学科名		在学期間 (見込)	
	国公立 私立	全日 定時 通信		年 月入学 年 月卒業	
奨学金の 貸与額 貸与期間	修学支度費 (入学時のみ)	修学費			
	円 (貸与を受けないときは 0円と記入する)	月 額 :	円 貸与期間 : □上記「在学期間 (見込)」と同じ 年 月から 年 月まで		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	金融機関名 (コード番号)	本支店名 (コード番号)	種目	口座番号	口座名義 (カカナ)
	()	()	普通 貯蓄		()

世帯（家族） の状況	名前	続柄	勤務先 又は 通学先（学年）	特記事項
		本人		
				<input type="checkbox"/> 親権者
				<input type="checkbox"/> 親権者
	※世帯員が別生計である場合は、特記事項欄に「別生計」と記載してください。 ※世帯員が親権者である場合は、特記事項欄の口をチェックしてください。			

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第6条の規定により奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本人 名前

上記の者が負担する奨学金債務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者（連帯保証人） 名前

連帯保証人 名前

※ 名前欄は、それぞれ該当する人が自筆してください。

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

第三号様式から第九号様式までに規定中の「印」を削る。

第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第10号様式（第19条関係）

奨学金返還免除申込書				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 宛て				
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第19条第1項の規定により、下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申し込みます。				奨学生番号
在学(在学していた) 高校名、高専名		卒業 (退学) 年月		卒業・退学 (該当するものに〇印、在学中の場合は記入不要) 年 月
※ 奨学生 本人	カナ	(〒)		
	名前	住 所	電話(自宅) - -	
	生年月日	年 月 日	(携帯) - -	
貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで		
貸 与 金 額		円		
返 還 済 額		円		
返 還 未 済 額		円		
返 還 免 除 申 込 額		円		
申 込 理 由				
添 付 書 類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申込できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署。				
代 理 申 込 者 欄	名前	本人との 続 柄		本人の()
	住所	(〒)		

※ 奨学生本人が申込できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申込する方が自署してください。

心身の障害の程度(症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの)が判定できる場合は、番号に○を付けてください。[複数番号選択可]

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状態にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">医師 氏名</p>		

1 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学金の返還免除の申込を行うために使用するものです。

2 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しください。

第十一号條から第十三号條の「印」を並べ、
第十三号條の三を次のように改める。

第13号様式の3 (第22条関係)

異 動 届 ③ (住所・名前等変更)					
			年 月 日		
三重県教育委員会教育長 宛て			(奨学生・予約)番号		
次のとおり異動がありましたので届け出ます。					
在学(在学していた) 高校名・高専名 ※高校等入学前の予約採用 内定者は中学校名を記入			全日制 定時制 通信制	科 学 科	
			卒 業 (退 学) 年 月	卒 業 ・ 退 学 (該当するものに○印) 年 月	
本人	名前			現在の通学 又は勤務先	
届出の 保護者 等	名前			※本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等 が自署してください。	
※変更のあった項目のみ記入	本人	異 動 日	年 月 日		
		フリガナ			
		名 前			(旧姓)
		住 所	(〒)		
		電 話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	
	保護者(届出の保護者)	異 動 日	年 月 日		
		フリガナ			
		名 前			(旧姓)
		住 所	(〒)		
		電 話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	
	連帯保証人	異 動 日	年 月 日		
		フリガナ			
		名 前			(旧姓)
		住 所	(〒)		
		電 話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	

- ※1 所有していない電話がある場合は、その欄に「なし」と記入してください。
- ※2 変更の事実を証する書類(住民票、戸籍抄本等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。
- ※3 貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④(振込口座変更依頼書)を提出してください。
- ※4 この様式では、保護者及び連帯保証人の変更はできません。

第十三号様式の四中の「印」及び「印」を削る。

第十三号様式の五中の「印」を削る。

第十四号様式を次のように改める。

連帯保証人等変更申込書

変更事項 (いずれかに○)	保護者 ・ 連帯保証人				
変更理由					
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	ふ り が な 名 前	住 所 等			
		〒	電話 (自宅) - - (携帯) - -		
連帯保証人	生年月日	年	月	日生	在留資格 (外国籍の方のみ)
	勤務先等				本人との関係
<p>三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第22条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会教育長 宛て</p> <p style="text-align: right;">(奨学生・予約) 番号</p> <p style="text-align: center;">本 人 名前</p> <p>上記の者が負担する三重県高等学校等修学奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学金返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。</p> <p style="text-align: center;">変更後の保護者 (連帯保証人) 名前</p> <p style="text-align: center;">変更後の連帯保証人 名前 実印</p>					

※ 裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

【記入にあたっての注意事項等】

- ※ 名前欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。また、印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。
- ※ 連帯保証人の変更の際は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 保護者の変更の際は、住民票を添付してください。ただし、本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方が署名及び実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付してください。
- ※ ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- 2 三重県教育委員会が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
- 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から1か月以内に奨学金返還計画変更申込書を提出します。当該申込書を提出しない場合は、3年以内の返還期間で、三重県教育委員会が定める方法で返還します。
- 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
- 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県教育委員会の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
- 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
- 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県教育委員会が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県教育委員会が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。）
 - (1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
 - (2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
 - (3) 住民税等の課税状況に関する調査
 - (4) 金融機関における取引状況に関する調査
 - (5) 保険の加入状況に関する調査

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則、三重県教育財産規則、教育職員免許状に関する規則、三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則、学校教育法施行細則、三重県立高等学校通学区域に関する規則、三重県立高等学校学則の基準に関する規則、三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則、斎宮歴史博物館条例施行規則、三重県立図書館の管理等に関する規則、三重県総合博物館条例施行規則、三重県立学校体育施設の使用に関する規則及び三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下これらを「三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

県民の利便性の向上と業務の効率化による生産性の向上を目的として、押印の原則廃止に向け見直しを進めるため、教育委員会会議規則等の一部の改正を行うものである。

2 改正内容

以下の第1条から第14条に掲げる規則中、「印」、「㊟」等の削除の他、押印を求める規定等の改正を一括して行う。

	規則名	改正箇所	改正内容
第1条	三重県教育委員会会議規則	第14条	・自署捺印に関する規定を削除
第2条	三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則	第1号様式、第3号様式から第21号様式まで、第23号様式、第27号様式	・各様式中「印」を削る
第3条	三重県教育財産規則	様式第1号、様式第2号、様式第4号	・各様式中「印」及び「㊟」を削る
第4条	教育職員免許状に関する規則	第7号様式	・様式中「㊟」を削り、自署等に関する規定を加える【参考資料1】
第5条	三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則	別紙様式	・様式中「㊟」を削る
第6条	学校教育法施行細則	第3号様式	・様式中「㊟」を削る
第7条	三重県立高等学校通学区域に関する規則	第1号様式から第4号様式まで	・各様式中「㊟」を削る
第8条	三重県立高等学校学則の基準に関する規則	第1号様式、第2号様式	・各様式中「㊟」を削る
第9条	三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則	第1号様式から第3号様式まで	・各様式中「印」を削る

第10条	齋宮歴史博物館条例 施行規則	第6号様式	・様式中「㊟」を削る
第11条	三重県立図書館の管理等に関する規則	第2号様式(その2)、第2号様式(その3)	・各様式中「印」を削る
第12条	三重県総合博物館条例施行規則	第2号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式、第9号様式	・各様式中「印」を削る(※申請者欄以外の「印」を除く【参考資料2】)
第13条	三重県立学校体育施設の使用に関する規則	第1号様式	・様式中「印」を削り、記名押印等の規定を削る【参考資料3】
第14条	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則	第1号様式、第3号様式から第14号様式まで	・各様式中「㊟」及び「印」を削り、押印を求める規定等の改正を行う【参考資料4】 (※連帯保証人に求めている実印及び印鑑証明書は、県における電子署名の環境が整った後に廃止)

3 施行期日

公布の日から施行する。

宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名前

年 月 日生



宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項に規定する次の者に該当しないことを宣誓いたします。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

名前

年 月 日生

※日付、名前、生年月日は申請者が自署すること

第2号様式(第4条関係)

三重県総合博物館特別利用申請書

三重県総合博物館長 宛て

年 月 日

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号

三重県総合博物館条例施行規則第4条の規定に基づき、下記の利用を申請いたします。

利用目的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 教育活動のための利用 (3) 出版物等への掲載のための利用 (4) テレビ放送等への利用 (5) その他()
内容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (2) 画像データの利用 (3) 複製・複写(複写) (4) 撮影 (5) 転載(転載元:) (6) その他()
利用期間 (発行予定日・放送予定日・時間)	【利用期間・発行予定日・放送予定日・時間】 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
利用場所 (出版物・放送等では掲載紙・番組名など)	
利用資料	資料番号 資料名 数量 備考
担当者	電話番号
備考	

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 利用時間を遵守します。
 - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮します。
 - (6) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により実施した出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。

第2号様式(第4条関係)

三重県総合博物館特別利用申請書

三重県総合博物館長 宛て

年 月 日

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号

三重県総合博物館条例施行規則第4条の規定に基づき、下記の利用を申請いたします。

利用目的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 教育活動のための利用 (3) 出版物等への掲載のための利用 (4) テレビ放送等への利用 (5) その他()
内容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (2) 画像データの利用 (3) 複製・複写(複写) (4) 撮影 (5) 転載(転載元:) (6) その他()
利用期間 (発行予定日・放送予定日・時間)	【利用期間・発行予定日・放送予定日・時間】 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
利用場所 (出版物・放送等では掲載紙・番組名など)	
利用資料	資料番号 資料名 数量 備考
担当者	電話番号
備考	

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 利用時間を遵守します。
 - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮します。
 - (6) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により実施した出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。

印刷物以外の印

年 月 日

三重県総合博物館(第9条関係)

三重県総合博物館資料貸出許可申請書

三重県総合博物館長 宛て

申請者 住所 年 月 日
団体名
代表者氏名
電話

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話

三重県総合博物館長 宛て

印 押印欄

三重県総合博物館条例施行規則第9条の規定に基づき、下記について申請いたします。

利用目的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (3) その他()	(2) 展示活動のための利用	(2) 展示活動のための利用
内容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (4) 撮影 (5) その他()	(2) 展示	(3) 複製・複写(複写)
貸出期間 (展示の場合は、展示期間)	【貸出期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () : 【展示期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :		
利用場所 (保管・展示場所)			
貸出資料	資料番号	資料名	数量 備考
取扱責任者			
輸送方法			電話
備考			

● 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。

- (1) 資料等について善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 使用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 貸出期間を遵守します。
 - (5) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (6) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により作成した図録・報告書等の出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。
- 展覧会等で利用する場合、展覧会開催要項、展示会場、保管場所、警備体制、消防計画、職員体制、公開承認施設資格の有無等の資料を添付いたします。

印 押印欄以外の印

申請者 住所 年 月 日
団体名
代表者氏名
電話

三重県総合博物館長 宛て

三重県総合博物館条例施行規則第9条の規定に基づき、下記について申請いたします。

利用目的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (3) その他()	(2) 展示活動のための利用	(2) 展示活動のための利用
内容	(1) 熟覧(実測・拓本等) (4) 撮影 (5) その他()	(2) 展示	(3) 複製・複写(複写)
貸出期間 (展示の場合は、展示期間)	【貸出期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () : 【展示期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :		
利用場所 (保管・展示場所)			
貸出資料	資料番号	資料名	数量 備考
取扱責任者			
輸送方法			電話
備考			

● 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。

- (1) 資料等について善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 使用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 貸出期間を遵守します。
 - (5) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (6) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により作成した図録・報告書等の出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。
- 展覧会等で利用する場合、展覧会開催要項、展示会場、保管場所、警備体制、消防計画、職員体制、公開承認施設資格の有無等の資料を添付いたします。

(第1号様式)

体育施設使用(変更)許可申請書

(第1号様式)

年 月 日

三重県立

学校長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

住所
申請者 氏名
電話番号

団体にあっては、住所、団体名、
代表者名、担当者名及び電話番号

団体にあっては、住所、団体名、
代表者名、担当者名及び電話番号

下記のとおり、体育施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

下記のとおり、体育施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

記

記

使用施設	
使用目的	
使用日時	
照明設備 使用時間	
使用予定人数	
実 任 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
備 考	

使用施設	
使用目的	
使用日時	
照明設備 使用時間	
使用予定人数	
実 任 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
備 考	

(第1号様式)

体育施設使用(変更)許可申請書

(第1号様式)

年 月 日

三重県立

学校長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

住所
申請者 氏名
電話番号

団体にあっては、住所、団体名、
代表者名、担当者名及び電話番号

団体にあっては、住所、団体名、
代表者名、担当者名及び電話番号

下記のとおり、体育施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

下記のとおり、体育施設の使用(変更)許可を受けたいので申請します。

記

記

使用施設	
使用目的	
使用日時	
照明設備 使用時間	
使用予定人数	
実 任 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
備 考	

使用施設	
使用目的	
使用日時	
照明設備 使用時間	
使用予定人数	
実 任 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
備 考	

奨学生申込書

いずれが該当するものに○を付けること ふりがな	予約採用	通常採用	緊急採用	住所等
	〒			
申込者 (本人)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	在留資格(外国籍の方のみ)		
親権者 又は 後見人等 (保護者)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
連帯保証人	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
在学する (入学希望の 高等学校等)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
奨学金の 貸与額 貸与期間	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
在学する (入学希望の 高等学校等)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
奨学金の 貸与額 貸与期間	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
在学する (入学希望の 高等学校等)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
奨学金の 貸与額 貸与期間	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
在学する (入学希望の 高等学校等)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
奨学金の 貸与額 貸与期間	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		

奨学生申込書

いずれが該当するものに○を付けること ふりがな	予約採用	通常採用	緊急採用	住所等
	〒			
申込者 (本人)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	在留資格(外国籍の方のみ)		
親権者 又は 後見人等 (保護者)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
連帯保証人	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
在学する (入学希望の 高等学校等)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
奨学金の 貸与額 貸与期間	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
在学する (入学希望の 高等学校等)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		
奨学金の 貸与額 貸与期間	年 月 日生	住所等		
	ふりがな	〒		
奨学金の 振込口座 (本人の口座)	電話(自宅) (携帯)	-	-	-
	生年月日	本人との関係 在留資格 (外国籍の方のみ)		

(改正後)

名前	続柄	勤務先 又は 通学先 (学年)	特記事項
	本人		
			<input type="checkbox"/> 親権者
			<input type="checkbox"/> 親権者
世帯 (家族) の 状 況			

※世帯員が別生計である場合は、特記事項欄に「別生計」と記載してください。
 ※世帯員が親権者である場合は、特記事項欄の口をチェックしてください。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第6条の規定により奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本 人 名前

上記の者が負担する奨学金借務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者 (連帯保証人) 名前

連帯保証人 名前

※ 名前欄は、それぞれ該当する人が自筆してください。

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

(改正前)

名前	続柄	勤務先 又は 通学先 (学年)	特記事項
	本人		
			<input type="checkbox"/> 親権者
			<input type="checkbox"/> 親権者
世帯 (家族) の 状 況			

※世帯員が別生計である場合は、特記事項欄に「別生計」と記載してください。
 ※世帯員が親権者である場合は、特記事項欄の口をチェックしてください。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第6条の規定により奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本 人 名前

上記の者が負担する奨学金借務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者 (連帯保証人) 名前

連帯保証人 名前

※ 署名欄は、それぞれ該当する人が自筆してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

(改正後)

第10号様式 (第19条関係)

三重県教育委員会教育長 宛て			
奨学金返還免除申込書			
在学(在学していない)高校名、高等学校名		奨学生番号	
卒業(進学)年月		卒業(進学)年月	
(該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)			
カナ		(〒)	
名前	住所	電話(自宅) (携帯)	
生年月日	年 月 日	年 月 日	
貸 与 期 間		年 月 月 月 まで	
貸 与 金 額		円	
返 還 済 額		円	
返 還 未 済 額		円	
返 還 免 除 申 込 額		円	
申 込 理 由			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書 (証明書の他申立書が必要な場合があります)	
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申込できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署・押印。			
名前	(〒)	本人の籍	本人の()
住所	(〒)		

※ 奨学生本人が申込できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申込者の方が自署していただく。

(改正前)

第10号様式 (第19条関係)

三重県教育委員会教育長 宛て			
奨学金返還免除申込書			
在学(在学していない)高校名、高等学校名		奨学生番号	
卒業(進学)年月		卒業(進学)年月	
(該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)			
カナ		(〒)	
名前	住所	電話(自宅) (携帯)	
生年月日	年 月 日	年 月 日	
貸 与 期 間		年 月 月 月 まで	
貸 与 金 額		円	
返 還 済 額		円	
返 還 未 済 額		円	
返 還 免 除 申 込 額		円	
申 込 理 由			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書 (証明書の他申立書が必要な場合があります)	
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申込できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署・押印。			
名前	(〒)	本人の籍	本人の()
住所	(〒)		

※ 奨学生本人が申込できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申込者の方が自署していただく。

診 断 書			
住所			
氏名	生年月日	年	月 日
病名	手術を受けた年月日	年	月 日
発病・受傷場所	発病・受傷年月日	年	月 日
発病又は受傷の原因			
現在までの経過(年月順に記入)			
現在の症状			
機能回復の可能性			
その他所見 (就労の見込み等)			

診 断 書			
住所			
氏名	生年月日	年	月 日
病名	手術を受けた年月日	年	月 日
発病・受傷場所	発病・受傷年月日	年	月 日
発病又は受傷の原因			
現在までの経過(年月順に記入)			
現在の症状			
機能回復の可能性			
その他所見 (就労の見込み等)			

(改正後)

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状態にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両眼の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を殊すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を殊すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体障害により労働能力に高度の制限を有するもの	
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年 月 日

住所

医師 氏名

1 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学金の返還免除の申込を行うために使用するものです。

2 診断書を破封のうえ、患者様にお渡しく下さい。

(改正前)

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状態にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両眼の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を殊すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を殊すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年 月 日

住所

医師 氏名

1 訂正を行う場合は、必ず訂正印(医師の氏名に押印したものと同一印)を使用してください。

2 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学金の返還免除の申込を行うために使用するものです。

3 診断書を破封のうえ、患者様にお渡しく下さい。

三重県教育委員会教育長 宛て
 次のとおり異動がありましたので届け出ます。
 (要学生・予約)番号
 年 月 日

在学(在学していけ)た 高校名・高等名 ※高校等入学前の予約採用 内定者は中学校名を記入	全日制 定時制 通信制	科 学科	年
	卒業(進学) 年月	卒業・進学	※ 在学生のみ記入 (該当するものに○印)
名前	現在の通学 又は勤務先		
届出の 保護者 等	※本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等 が自署に届出して下さい。		
異動日	年 月 日		
フリガナ			
名前	(旧姓)		
住所	(〒)		
電話番号 【※1参照】	(自宅) (携帯)		
異動日	年 月 日		
フリガナ			
名前	(旧姓)		
住所	(〒)		
勤務先			
電話番号 【※1参照】	(自宅) (携帯)		
異動日	年 月 日		
フリガナ			
名前	(旧姓)		
住所	(〒)		
勤務先			
電話番号 【※1参照】	(自宅) (携帯)		

本人
 保護者(届出の保護者)
 連帯保証人

※変更のあった項目のみ記入

三重県教育委員会教育長 宛て
 次のとおり異動がありましたので届け出ます。
 (要学生・予約)番号
 年 月 日

在学(在学していけ)た 高校名・高等名 ※高校等入学前の予約採用 内定者は中学校名を記入	全日制 定時制 通信制	科 学科	年
	卒業(進学) 年月	卒業・進学	※ 在学生のみ記入 (該当するものに○印)
名前	現在の通学 又は勤務先		
届出の 保護者 等	※本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等 が自署に届出して下さい。		
異動日	年 月 日		
フリガナ			
名前	(旧姓)		
住所	(〒)		
電話番号 【※1参照】	(自宅) (携帯)		
異動日	年 月 日		
フリガナ			
名前	(旧姓)		
住所	(〒)		
勤務先			
電話番号 【※1参照】	(自宅) (携帯)		
異動日	年 月 日		
フリガナ			
名前	(旧姓)		
住所	(〒)		
勤務先			
電話番号 【※1参照】	(自宅) (携帯)		

本人
 保護者(届出の保護者)
 連帯保証人

※変更のあった項目のみ記入

※1 所有していない電話番号がある場合は、その欄に「なし」と記入してください。
 ※2 変更の事実を証する書類(住民票、戸籍抄本等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。
 ※3 届出中に本人が名前を変更した場合、異動届④(埼玉県産変更依頼書)を提出してください。
 ※4 この様式では、保護者及び連帯保証人の変更はできません。

※1 所有していない電話番号がある場合は、その欄に「なし」と記入してください。
 ※2 変更の事実を証する書類(住民票、戸籍抄本等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。
 ※3 届出中に本人が名前を変更した場合、異動届④(埼玉県産変更依頼書)を提出してください。
 ※4 この様式では、保護者及び連帯保証人の変更はできません。

連帯保証人等変更申込書

変更事項 (いずれかに○)	保護者 連帯保証人		
変更理由			
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	名前	住所	等
	〒		
生年月日	年	月	日
	勤務先等	在留資格 (外国籍の方のみ)	
			本人との関係

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第22条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。

年 月 日

三重県教育委員会 教育長 宛て

(奨学生・予約) 番号

本人 名前

上記の者が負担する三重県高等学校等修学奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学金返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。

変更後の保護者(連帯保証人) 名前

変更後の連帯保証人 名前

実印

※ 裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

連帯保証人等変更申込書

変更事項 (いずれかに○)	保護者 連帯保証人		
変更理由			
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	名前	住所	等
	〒		
生年月日	年	月	日
	勤務先等	在留資格 (外国籍の方のみ)	
			本人との関係

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第22条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。

年 月 日

三重県教育委員会 教育長 宛て

(奨学生・予約) 番号

本人 名前

上記の者が負担する三重県高等学校等修学奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学金返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。

変更後の保護者(連帯保証人) 名前

変更後の連帯保証人 名前

実印

※ 裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

令和2年12月21日

教育総務課

押印の見直しについて

1 押印の見直しの考え方

県独自の手続のうち、押印を求めている手続については、できるものから速やかに廃止に着手し、令和2年度内には押印の見直しを完了させる。

2 教育委員会における押印の見直し状況について

(1) 手続数

- ・県独自手続のうち押印を求めている手続 339手続
 - うち行政手続(※1) 120手続
 - うち内部手続(※2) 219手続
- (※1) 行政手続：県民、事業者を対象に県で受付を行う申請、届出等
- (※2) 内部手続：人事関係、庶務関係、会計関係等の行政内部の手続

(2) 見直し状況

- ・廃止を決定または廃止の方向で検討 339手続
 - うち対応時期について検討中(※3) 7手続
- ・存続も含めて検討 0手続
- (※3)

実印+印鑑証明書で厳格な確認をしている7手続については、押印の廃止にあたっては、電子署名等の同等の真正性確保が必要となるため、実印+印鑑証明書は、県における電子署名の環境が整った後に廃止。【三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する手続】

3 教育委員会の規則改正のスケジュールについて

- ① 12月21日改正 14規則
- ② 2月改正予定 4規則

注1) ②については、他部局との合同規則であり他部局と同時に改正を行う必要があるため、2月に改正予定。

<2月改正予定の規則>

- ・給料および手当の支給に関する規則
- ・扶養親族の認定に関する規則
- ・特殊勤務手当に関する規則
- ・退職手当に関する条例施行規則

注2) 押印見直しによる法律等の改正に伴う県の規則改正は、その都度行う。(上記の規則数には含まない。)

注3) 12月21日の改正により、県独自手続のうち押印を求めている5.1件の手続(行政手続)の押印が廃止となる。

報告 1

技能教育施設の指定について

技能教育施設の指定について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日 提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

技能教育施設の指定について

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として学校教育法施行令第四章第33条の指定の基準及び文部科学省令技能教育施設の指定等に関する規則に定められた事項を満たすため、次のとおり指定する。

記

1 技能教育施設の指定を申請する技能教育施設の概要

- (1) 施設名 向陽台総合学院
- (2) 学校種別 各種学校
- (3) 所在地 松阪市春日町2丁目82番地アクセスポイント春日町1A
- (4) 代表者 理事長 須賀晃一
- (5) 連携高等学校の名称及び課程
 学校法人 早稲田大阪学園 向陽台高等学校
 広域通信制課程 普通科、家政科、被服科、調理科、情報処理科、福祉科、
 建築科、製菓科、ファッション科、保育科
- (6) 連携科目等 連携科目：ビジネス基礎
 連携科目に対応する高等学校の科目：ビジネス基礎
- (7) 連携開始年月日 令和3年4月1日

2 連携措置に係る指定の審査

学校教育法施行令第33条			申請内容	審査結果
第1号	設置者	高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。	学校法人早稲田大阪学園(大阪市茨木市)	○
第2号	修業年限	1年以上	3年	○
	年間指導時間数	680時間以上	700時間	○
第3号	技能連携を担当する者	半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者、若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は6年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。	担当する者が高等学校1種商業の免許状を有する	○
第4号	技能教育の内容	文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。	ビジネス基礎(商業)	○
第5号	技能教育を担当する者の数	文部科学省令で定める基準に適合するものであること。	1人	○
	技能教育を受ける者の数		18人	○
	施設及び設備		基準に適合	○
	運営の方法		基準に適合	○
技能教育施設の指定等に関する規則*文部科学省令			申請内容	審査結果
第二条	1	文部科学大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科※とする。	商業科目	○
	2	技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を二十をもって除して得た数以上であること。	1人	○
	3	科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数が、十人以上であること。	18人	○
	4	高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行うために必要な施設及び設備を有すること。	基準設備は整備済み	○
※職業に関する教科…農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉			適正	○

技能教育施設について

根拠法令

○学校教育法

〔教科の一部とみなす場合〕

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

○学校教育法施行令

第四章 技能教育施設の指定

(指定の申請)

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定(第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。)を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

(指定の基準)

第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。

一 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。

二 修業年限が一年以上であり、年間の指導時間数が六百八十時間以上であること。

三 技能教育を担当する者(実習を担当する者を除く。)のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。

四 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。

五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

(連携科目の指定)

第三十三条の二 都道府県の教育委員会は、法第五十五条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

(指定の公示)

第三十三条の三 都道府県の教育委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の名称、所在地及び連携科目等を公示しなければならない。

(内容変更の届出等)

第三十四条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」という。）に届け出なければならない。

二 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

三 施設指定教育委員会は、第一項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があつたとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

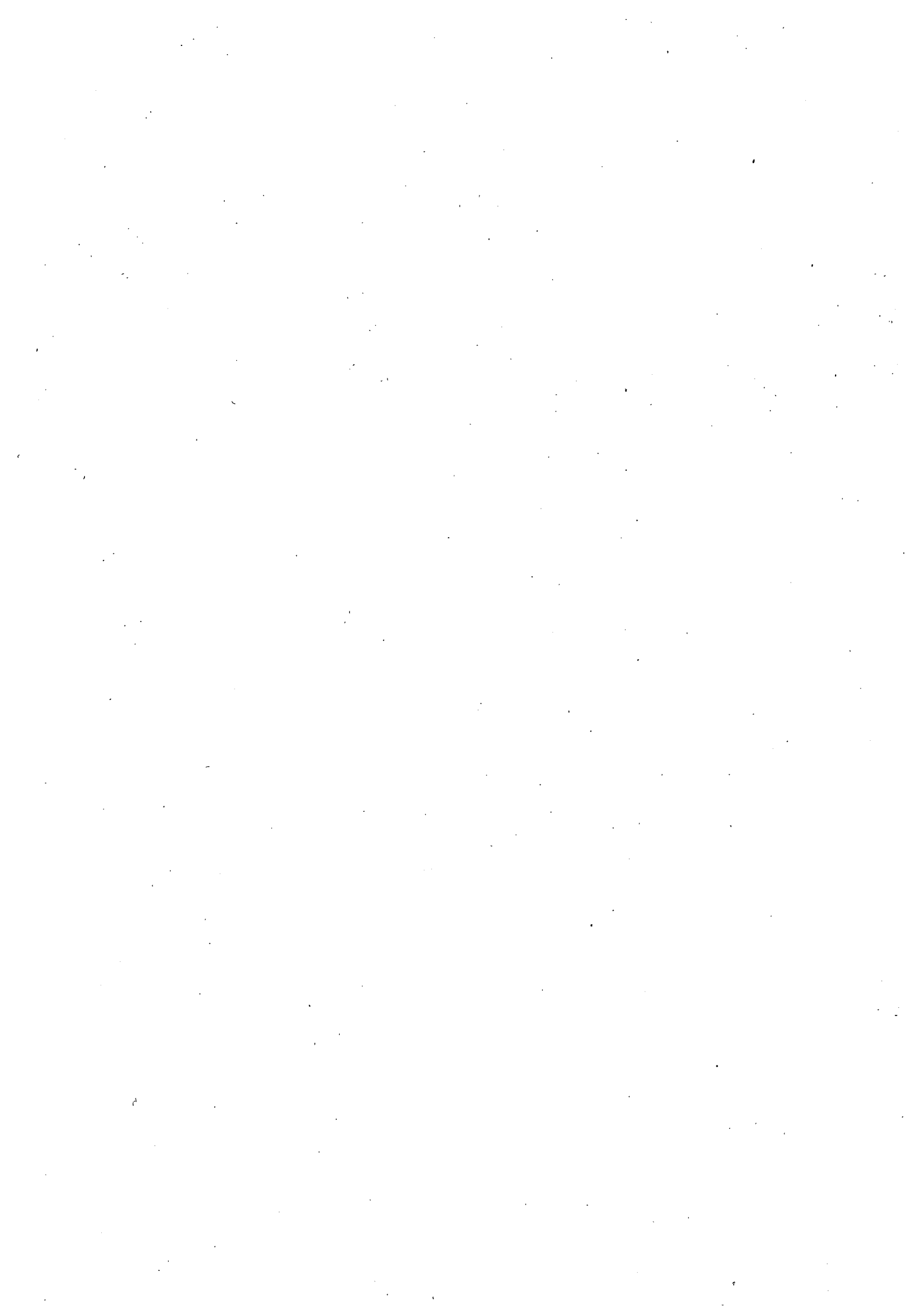
報告2

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、別紙のとおり報告する。

令和2年12月21日提出

三重県教育委員会事務局
教育総務課長



新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

令和2年12月21日

教育総務課

1 県内公立学校の感染状況

令和2年12月18日現在の月別の感染状況は次のとおりです。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
児童生徒	1	0	0	4	16	4	9	16	13	63
教職員	0	0	0	1	0	1	1	3	6	12
計	1	0	0	5	16	5	10	19	19	75

2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂

全国において多数の感染者が発生する中、本県でも過去最多の感染者数を更新するなど予断を許さない状況にあります。

このような中、12月3日に国から発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ Ver. 5」をふまえ、12月8日に「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改訂しました。

主な改訂内容は次のとおりです、

- ・換気について、冬季は、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、常時換気に努め、難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にすることを追記しました。
- ・給食等の食事をする際の対応について、食事の前後の手洗いを徹底する。飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えることなどについて指導すること、高等学校で弁当を持参する場合や教職員の食事の場面においても同様とすることを新たに明記しました。
- ・臨時休業を実施した場合、その期間は、部活動などの課外活動も中止するとしていますが、進路に関わる試験や部活動の公式大会などについては、参加生徒や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定することを追記しました。
- ・児童生徒の同居家族が濃厚接触者となり、当該児童生徒が陽性となった場

合には、関係する児童生徒が濃厚接触者となり、授業や修学旅行等の学校行事、進路に関わる試験、部活動の大会などに影響が出ることがあり、その結果、当該児童生徒に心理面で負担がかかる可能性があることを保護者に対して丁寧に説明し、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合の学校への連絡及び同居家族の陰性が確認されるまでの当該児童生徒の自宅待機について依頼することを新たに明記しました。

3 冬季休業中の児童生徒への指導事項

- ・外出する際のマスクの着用や手洗いの励行、毎日の検温やバランスの取れた食事などは、児童生徒だけでなく、家族をはじめ大切な人を守ることにもつながることから、休業期間中も引き続き実施する。
- ・季節の行事（クリスマス、初詣など）に参加する場合は、マスクの着用・人との距離の確保・大声を出さないなど感染防止対策を徹底し、対策が取れない場合は、参加を控える。
- ・県内で初詣などに出かける際は、混雑する時期を避けることができないか検討する。
- ・クリスマスや年末年始における大人数や長時間におよぶ飲食は、「少人数・短時間で」「座る時間は真横や真正面は避け、斜め向かいに」などの対策をとる。

4 部活動の県外遠征について

- (1) 全国的に感染者数が増加しており Go To トラベル事業が全国において一時停止されるなど強い対策がとられています。

本県においても、年末年始にかけ多くの人移動するとさらに感染が広がる可能性があるため、不要不急の移動を控えるよう求めています。

こうした状況をふまえ、部活動において、Go To トラベル事業が先行して一時停止されている地域（札幌市、東京都、名古屋市、広島市）に加え、大阪府、飲食店等の営業時間短縮の要請がされている地域については12月27日まで、さらに12月28日～1月11日までは県外での活動を中止または延期することとします。

また、当該地域から来県し練習試合等を行う場合も、中止または延期することとします。

今後、Go To トラベル除外期間が延長された場合や除外地域が変更された場合には、同様の対応とします。

- (2) 上記(1)の地域で開催される全国大会、全国選抜大会及びその予選大会への出場が決定している学校は、該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者の感染対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を徹底し参加できることとします。

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月15日

令和2年8月17日改訂

令和2年9月4日改訂

令和2年12月8日改訂

1 各校での対応

(1) 基本的な感染症対策

【健康観察の徹底】

① 児童生徒の健康状態の把握

ア 発熱等の風邪症状がある場合

児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。なお、症状が回復し、児童生徒が登校する場合は、特に数日間、当該児童生徒の在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。

イ 登校時の健康状態の把握

登校時の健康状態については、家庭において、毎朝体温や健康状態を確認することとしており、学校では、児童生徒から①毎朝の体温、②発熱等の風邪症状の有無、③同居家族の発熱の有無の3点について、始業前に報告させるよう徹底する。

報告にあたっては、「Google クラスルーム」等のアプリや「健康観察カード」などを参考に活用する。

週休日及び祝日における健康状態については、休み明けに確認する。また、週休日及び祝日や長期休業中に部活動や学校行事を行う場合には、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認する。

ウ 家庭で体温や健康状態を把握していない児童生徒については、登校時に教職員が検温及び健康観察を行う。

エ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。

必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

② 教職員の日頃の健康状態の把握と感染症対策の徹底

ア 始業前の朝の打ち合わせ等において、その日の教職員の検温結果及び健康状態について管理職が確認する。

- ・ 朝の打ち合わせ等がない場合には、学年・分掌の主任等で教職員の検温結果及び健康状態について確認し、管理職に報告させる。
- ・ 週休日及び祝日の健康状態についても、次回の出勤時に管理職が確認する。
- ・ 非常勤職員については、出勤時に管理職に報告させる。

イ 発熱等の風邪症状があり、自宅で休養していた教職員が回復して出勤する場合には、基本的な感染症対策とともに、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛みなどの症状の有無などを出勤後数日間、管理職が丁寧に健康観察を行う。

ウ 教職員及び同居家族が感染者、濃厚接触者若しくはPCR検査を受けることとなった場合は、ただちに管理職への報告を徹底するとともに、すみやかに、県立

高等学校においては高校教育課に、県立特別支援学校においては特別支援教育課に報告する。情報は福利・給与課、教職員課及び保健体育課にも共有する。教職員に感染が判明した場合は、消毒の必要な箇所や濃厚接触者等について保健所に相談するとともに、県教育委員会と協議する。児童生徒に感染が判明した場合も同様の対応とする。

エ 地域における状況に加え、全国の感染状況も踏まえて、日常についても感染症対策に最大限留意し、慎重な行動に努めるよう周知する。

【手洗い】

登校時等外から教室に入る時、昼食前後、トイレの後、共用の教材等の使用前後など、こまめな手洗いを指導する。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

これらの取組は、児童生徒のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。

【マスクの着用・咳エチケット】

① 児童生徒及び教職員は、身体的距離（1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る）が十分とれないときはマスクを着用する。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

i) 十分な身体的距離が確保できる場合

ii) 熱中症などの健康被害が発生するおそれがあると判断した場合

iii) 体育の授業時

② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。

③ 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

④ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。体育の授業におけるマスクの着用については「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（文部科学省 令和2年5月21日事務連絡）」を踏まえた対応とする。

⑤ 咳エチケット（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を徹底する。

※ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意し、例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合で、フェイスシールドやマウスシールドを活用する際には、身体的距離をとりながら行う。

【抵抗力を高める】

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

【換気などを効果的に行う】

- ① 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。常時換気の場合には、廊下側と窓側を対角に開け、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も行う。また、廊下の窓も開けるようにする。
- ② エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は行う。
- ③ 学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。換気設備の換気能力を確認し、必要に応じて、窓開け等による自然換気と併用する。なお、効率的な換気が行えないような汚れがある場合には、換気扇のファン等の清掃を行う。
- ④ 冬季においては、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、常時換気に努め、難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。
- ⑤ 換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ⑥ 特別支援学校においては、体温調節の難しい児童生徒に配慮した急激な温度変化への留意と換気の徹底を行う。
- ⑦ 人との間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る。施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるよう努める。

(2) 日常の清掃・消毒における対策

- ① 使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。机、椅子についても、通常は特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。トイレや洗面所についても、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、通常は特別な消毒作業の必要はない。
- ② 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ③ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- ④ 清掃活動は、学校内の環境衛生を保つうえで重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをし

たうえで行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを
行うよう指導する。

(3) 各教科等の指導における対策

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる。これらについては、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(4) 学校行事における対策

- ① 学校行事を実施する際には、まず、目的に鑑み、実施の必要性について十分に検討する。
- ② 集会を実施する場合、放送やオンラインを活用して教室で実施することを検討する。
- ③ 体育館のような広く天井の高い部屋や、エアコンを使用している部屋であっても、換気に努める。
- ④ 接触感染を防ぐために、体育館等への入場前後に児童生徒や教職員は、手洗いや手指の消毒を行う。
- ⑤ 行事等の内容を精選し、時間の短縮を図る。
- ⑥ 会話は最小限に控え、可能な限り対面での会話を避ける。
- ⑦ 大声での発声、歌唱や声援などは行わないようにする。
- ⑧ 共用の机、パイプ椅子等を並べて使用する場合は、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ⑨ 学校行事に外部からの来場者がある場合、入口で検温を行うとともに、連絡できるように連絡先を把握することなどを行う。把握した情報の管理を徹底する。
- ⑩ 修学旅行については、児童生徒や保護者に安心できるものとなるよう、旅行業者等と連携し、感染症防止対策を徹底するとともに、PTA 役員等とも連携して方針を見直し、保護者説明会などをとおして安全面に関する対応について丁寧に説明する。また、一般社団法人日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（9月1日公表、第3版）」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて対応する。なお、当面の間は実施について、高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課と相談する。

- ① 海外への修学旅行や研修旅行については、当面の間、オンラインでの交流に切り替える等の見直しを行う。

(5) 給食等の食事をとる際の対応

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗淨したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でない認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

また、児童生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底する。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えることなどについて指導する。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても、児童生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫する。食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

(6) 特別支援学校における対応

特別支援学校では、文部科学省「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（令和2年6月19日）」を参考に、児童生徒の障がいの種類や程度、学校の実情に応じて感染防止対策を講ずる。地域の感染状況によっては、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」の別紙3「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づいた対応をとる。

2 登下校時の対策

(1) 登下校に係る留意事項

- ① 公共交通機関を利用する際、大声でしゃべらない、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。
- ② 近鉄主要駅や本線の少ない支線を利用する学校においては、感染拡大の状況によっては、学校間で始業時刻を調整するなど、登下校時間帯を分散させる。
- ③ 登下校時のバスで3密の状況が生じる可能性のある学校には、臨時バスを増便して対応する。

(2) 特別支援学校におけるスクールバス利用時における留意事項

通常の感染防止対策に加えて、児童生徒の安全確保のため個別に必要な配慮や添乗する職員の感染症対策への一層の留意が必要なことから以下の点に留意する。

- ① 乗車前に健康観察表を確認したり、数日前に発熱等の症状や体調不良がみられた児童生徒の検温を行うなどの健康観察を行う。体調の優れない児童生

徒は乗車を見合わせる。

- ② 乗車前に手指消毒を行いマスクの着用を確認する。
- ③ 児童生徒が触れる箇所を限定したりするため、座席を指定席にし、可能であれば座席の間隔を開けて座らせる。
- ④ 添乗する職員も乗車前に検温等の健康確認、手指消毒、マスクの着用を行う。
- ⑤ 添乗する職員は介助毎に手指消毒を行う。
- ⑥ 走行中においても、特に低学年や知的障がいのある児童生徒の安全に配慮するとともに気候に留意し、可能な場合は窓を開けて換気を行う。
学校では、登校時のバス到着後から下校時のバス発車までの間は、窓を開け、換気を行う。
- ⑦ 保護者等が一定の場所で待機する場合、密集しないよう距離を保ちながら待機するよう要請する。
- ⑧ 下校時には、スクールバスまでの昇降口の周辺が密集しないよう、児童生徒が教室を出る時刻をずらすなどの工夫を行う。
- ⑨ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎ等で時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行う。
- ⑩ 登校中や登校後に体調不良になった児童生徒を保護者が迎えに来るまでの対応者、待機教室、使用するトイレ、下校までの動線等を予め決めておく。

3 学校において感染者等が発生した場合の対応

(1) 児童生徒または教職員が濃厚接触者またはPCR検査を受けることとなった場合の対応

① 教職員からの報告の徹底と教育委員会への報告

児童生徒や教職員が濃厚接触者またはPCR検査を受けることとなった場合は、各保健所からは児童生徒の保護者や教職員に対して学校に報告するよう指示がある。これを受けて、保護者や教職員から報告があることから、各学校において以下のように対応する。

- ・ 校長は、教職員が濃厚接触者またはPCR検査を受けることとなった場合は、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、報告があった場合は、速やかに高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課に報告し、「職員等の新型コロナウイルス感染症に係る報告について」を提出する。また、教職員の同居家族が感染者、濃厚接触者若しくはPCR検査を受けることとなった場合も、同様に対応する。
- ・ 児童生徒が濃厚接触者またはPCR検査を受けることとなった場合についても、速やかに高校教育課（特別支援教育課）に報告する。また、PCR検査の結果について、速やかに高校教育課（特別支援教育課）に報告する。

② 児童生徒または教職員が濃厚接触者またはPCR検査を受けることとなった場合の対応

- ・ 児童生徒または教職員の感染が確認された場合は、臨時休業の実施、児童生徒及び保護者への連絡、児童生徒への指導、報道提供等を迅速に行う必要があることから、児童生徒または教職員が濃厚接触者またはPCR検査を受け

ることとなった場合には、あらかじめ対応について高校教育課（特別支援教育課）と協議するとともに、学校内での児童生徒または教職員の行動履歴を確認し、活動した範囲を記録する。

濃厚接触者として特定された児童生徒は、陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間は自宅待機させ、その間、出席停止とする。

濃厚接触者として特定された教職員は、陰性であっても、保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（2週間）特別休暇の取得や在宅勤務の実施等により出勤させない扱いとする。

③ 児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合の対応

児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じて対応する。

学校で児童生徒に発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状が回復するまで自宅で休養するよう指導する。児童生徒が低年齢や自ら帰宅することが困難な場合は、保護者に迎えを依頼する。その際、児童生徒が帰宅するまでの間は、他の児童生徒と接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する。自宅での休養に要した期間は出席停止とし、児童生徒が回復して登校する場合は、当該児童生徒の登校前の検温等の基本的な感染症対策とともに、登校後数日間は在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。

学校で教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合には、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、症状が回復するまで自宅待機するよう指導する。教職員が回復して出勤する場合は、出勤前の検温等の基本的な感染症対策とともに、出勤後数日間は、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛み等の症状の有無の把握など、管理職が丁寧に健康観察を行う。

(2) 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校の対応

① 教育委員会等への報告

校長は、保健所や保護者からの連絡により児童生徒または教職員の感染が判明した場合、保健所や保護者から報告のあった内容や感染者の学校内での活動状況を高校教育課（特別支援教育課）に速やかに報告する。また、学校医、薬剤師に感染者が発生したことを報告し、必要に応じて健康観察や出席停止、消毒等への助言を受ける。

② 感染者への対応

校長は、児童生徒または教職員の感染が確認された場合、感染が確認された児童生徒を学校保健安全法第19条に基づく出席停止、教職員については、病気休暇等の取得により出勤させない扱いとする。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定する。

③ 臨時休業の実施

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者の範囲の特定に必要な日数等、保健所からの助言を踏まえ、臨時休業の実施の有無と実施する場合の期間を、当該校と協議のうえ、県教育委員会が決定する。濃厚接触者の特定

に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合（他の児童生徒や教職員と接触していない場合）においては臨時休業を実施しないこともある。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その範囲に応じて、学級単位、学年単位、学部単位又は学校全体を臨時休業とする場合もある。

臨時休業の期間は、部活動や補習などの課外活動についても中止する。ただし、進路に関わる試験や部活動の大会など特に活動を中止することが難しいものについては、参加する児童生徒や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する。長期休業中に児童生徒または教職員の感染が確認された場合についても、同様とする。

④ 児童生徒及び保護者への連絡

全校児童生徒及び保護者に対して感染者が発生したこと、その状況（他の児童生徒や保護者の不安を解消するため、児童生徒は学年や部活動、教職員は担当学年・部活動等について連絡することも考えていますが、具体的な内容は当該校と協議します）、臨時休業の期間、学校における消毒等の感染防止対策を実施すること、休業中の学習方法、不要不急の外出を控えること、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡する。なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認し対応することとし、特に児童生徒が感染した場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととする。

⑤ 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校名の公表

県の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染者情報について、「個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要なリスク情報は積極的に公表していく。」こととされていることをふまえ、県教育委員会では、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部における発表（居住市町名、10代等の年齢、性別等）とあわせて、感染者が確認された学校名を公表する。このため、校長は、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、当該児童生徒と保護者、PTA役員に学校名を公表することについて事前に説明する。

学校で感染者または濃厚接触者が確認された際には、差別やいじめにつながるような、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を児童生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行う。

県教育委員会では、感染者が確認された学校について、ネットパトロールによる検索を強化し、児童生徒や学校にかかわる書き込みを確認した場合は迅速に当該校に共有する。

⑥ 消毒の実施

学校は、保健所及び学校薬剤師等と相談して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。状況によって、消毒を業者に委託して実施する場合は、高校教育課（特別支援教育課）に相談する。

⑦ 濃厚接触者の特定、感染者の行動履歴の把握

保健所による感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定にかかる調査がなされることから、これに協力し、特に学校内での児童生徒または教職員の行動履歴・範囲について、本人や他の教職員とともに把握を行う。

なお、行動履歴については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合は検体を採取した日の2日前から、入院あるいは自宅等に待機を開始したまでの間（感染可能期間）について、学校内での活動範囲や接触者を把握し、記録する。

⑧ 学校で濃厚接触があった場合の対応

感染した児童生徒または教職員との濃厚接触者として特定された児童生徒・教職員がいる場合は、当該児童生徒を感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間出席停止とし、教職員は保健所から居宅から外出しないことなど感染の防止に必要な協力を求められた期間（2週間）特別休暇の取得や在宅勤務の実施等により出勤させない扱いとする。

その際、濃厚接触者数や接触状況により休業期間の延長や消毒などの対応が必要かどうかについて保健所と相談するとともに、高校教育課（特別支援教育課）と協議する。

⑨ 感染が不安で欠席する児童生徒への対応

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能とする。

⑩ 欠席をした児童生徒への対応

欠席をした児童生徒には、学習課題の提供、オンライン授業や電話により、授業日の内容を伝達し、学習を支援する。欠席をした児童生徒の様子や欠席理由を教職員間で適切に共有する。

(3) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

10月以降、児童生徒及び教職員の感染が増加しており、これらの感染経路については、ほとんどが家庭で感染したと考えられる。こうした状況を踏まえ、児童生徒が家庭で感染した場合に、学校での感染拡大を防止することに加え、教育活動への影響を最小限にとどめるため、次のように対応する。

・ 保護者に対して、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合には、学校に連絡すること及び同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒は自宅で待機することを依頼する。

・ 当該児童生徒が陽性となった場合には、関係する学年・学部や部活動の児童生徒が濃厚接触者となり、授業や修学旅行等の学校行事、進路に関わる試験、部活動の大会などに影響が出ることがあり、またその結果、当該児童生徒に心理面で負担がかかる可能性があることを保護者に丁寧に説明し、理解を得るようにする。

・ 児童生徒が自宅で待機することとなった際の出席の取扱いについては、「非

常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」により出席停止とする。自宅待機中の児童生徒には、学習課題の提供、オンライン授業、電話等により学習を支援する。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒への対応

令和2年12月3日付文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、学校において医療的ケアを実施する際は、以下の事項について留意する。

(1) 登校の判断

- ・ 保護者から登校の可否に係る健康状態等を確認するとともに、必要に応じて、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談のうえ、個別に登校の判断をずる。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒（医療的ケア児）の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制などを学校医・医療的ケア指導医に相談する。

(2) 医療的ケアの実施にあたっての注意事項

- ・ 「1ケア1手洗いまたは手指消毒」、「ケア前後の手洗いまたは手指消毒」を基本とするとともに使い捨てゴム手袋の使用を徹底する。
- ・ 医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたはアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施する。
- ・ 医療的ケアの開始時に、手洗いまたは手指消毒をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意する。また、医療的ケアの終了後に、手洗いまたは手指消毒をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らないように注意する。
- ・ 給食前に、給食の介助を行う教職員及び児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
- ・ 児童生徒と長時間密接しすぎないように、安全に配慮しつつ適切な距離を保つことを意識したケアに取り組む。
- ・ 吸引器、加湿器、カート等共用する物品の消毒を徹底する。
- ・ 本人の体調観察を行い、体調不良、発熱等の早期発見、早期対応を行う。

5 特別支援学校における給食に係る対応

配膳や食事の際の感染リスクを低減するための指導を行うとともに、補助や介助を行う教職員自身の感染防止に十分留意する。

(1) 配膳

- ・ 可能な限り配膳を予め教職員が行い、児童生徒が配膳を行う場合は、教職員が配膳系の児童生徒の手洗いやマスク着用を確認する。
- ・ 配膳、給食前に、給食の介助を行う教職員及び当該児童生徒に対し、石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
- ・ 食堂（ランチルーム）で配膳台に並ぶ際や下膳の際に、間隔を空けて並ぶよう指導する。

(2) 食事中

- ・ 教職員が補助や介助を行う際には、マスクの着用や手指の洗浄、使い捨て手袋等による衛生管理を徹底する。
- ・ 食事前の正しい手洗いを徹底する。
- ・ 学年や学部等で時間差を設けた喫食を実施する。
- ・ 食堂（ランチルーム）に加え、普通教室や空き教室等を活用するとともに、食事場所の換気を徹底する。
- ・ 教職員や児童生徒同士が机を向かい合わせにしない座席の工夫に取り組む。
- ・ むせやせき込みのある児童生徒が他の児童生徒等と対面にならないよう配席する。
- ・ 食事中の会話を控えるよう指導する。
- ・ 配膳後すぐに食べない食事にはラップをかけておく。

(3) 食事介助・歯磨き

- ・ 介助する内容によっては、マスクに加えフェイスシールド等により、口、鼻、目を覆う。
- ・ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行う。
- ・ 介助を交代する場合は、その都度手洗いまたは、手指消毒を行う。

6 海外から帰国した児童生徒への対応

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている児童生徒は、当該待機の期間を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校を認めるものとする。

7 県外出身生徒が帰省する際の対応

(1) 帰省するとき

- ① 帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し、生徒に伝える。
- ② 生徒が保護者とともに話し合った帰省の時期や方法、期間について聞き取り、往復、帰省先での生活も含めて、感染防止に努めるよう指導する。

(2) 三重県に戻るとき

- ① 三重県に戻る3日前から、家庭において、毎朝の体温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無の3点について確認させ、三重県に戻る前に電話やメール等で担任に報告させる。
- ② 本人に発熱等の風邪症状がある場合には、帰省先で休養させる。
- ③ 帰省先の感染状況を踏まえて必要な感染症対策を徹底させ、移動するように指導する。

(3) 三重県に戻った後

他の生徒と同様に、毎朝の検温や発熱等の風邪症状の健康状況を登校時に確認することに加えて、在校時の体調について、担任や部活動の顧問が確認する。

8 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、次のことに取り組む。

(1) 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではないことを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害や誹謗中傷等は断じて許されないことを指導する。

(参考)○人権学習指導資料「なくそう！ 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」(三重県教育委員会、令和2年5月発行)

○人権学習指導資料「考えよう！ 新型コロナウイルスに感染したときのこと」(三重県教育委員会、令和2年9月発行)

(2) SNS 等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育を徹底する。

9 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

(1) 児童生徒は、例年と異なる環境の中での生活で、不安やストレスを抱えていることが考えられることから、担任を中心に養護教諭とも連携し、ホームルームや休み時間等に丁寧な観察や見守りを行う。

(2) 専門的支援が必要な場合はスクールカウンセラーとも連携して児童生徒一人ひとりに寄り添った対応をする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、学習を継続する支援として、高校生等奨学給付金、高等学校等修学奨学金、特別支援教育就学奨励費など、必要な情報を提供し、適切に対応する。

10 部活動

(1) 感染予防対策

- ① 部活動の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を確認し、発熱等の風邪症状がある場合は部活動の参加を見合わせるよう指導する。週休日及び祝日や長期休業中に部活動を行う場合は、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認する。
- ② 顧問や部活動指導員は、生徒の健康・安全の確保のため、活動内容ができる限り感染リスクが低くなるよう指導する。
- ③ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意する。
- ④ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。また、長時間の利用を

避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。

- ⑤ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ⑥ 手や汗を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しない。
- ⑦ 活動時を含め水分補給の際に回し飲みはしない。
- ⑧ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ⑨ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教職員の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- ⑩ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教職員のみで行うのではなく、学校としての責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。

(2) 県内外での宿泊を伴う活動や学校外での活動

県内外での宿泊を伴う活動や学校外での活動については、地域の感染状況を確認したうえで、活動する地域や時期の変更も検討し、慎重に判断すること。実施する場合には、以下に例示する感染予防対策を徹底するとともに、中央競技団体が示したガイドラインを遵守すること。

(感染予防対策)

- ① 活動前から参加者の体温・発熱等のかぜ症状の有無を把握し、参加できる状態を確認する。
- ② 合宿や遠征期間中は、起床後、就寝前に必ず検温等の健康チェックを行い、生徒の体調管理の徹底を図る。
- ③ 活動場所までの移動については、マスクを着用するとともに、不特定多数の人との密集は徹底して避けるため、混雑した時間帯を避け、ゆとりを持った行程とする。また、乗車時には会話は極力控える。
- ④ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚）として、共用しない。
- ⑤ 活動時を含め水分補給の際に回し飲みはしない。
- ⑥ 食事はバイキング形式や複数での鍋料理を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を宿舎等に依頼する。
- ⑦ 入浴では生徒同士が密集しないように計画的に行い、入浴中は対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える。
- ⑧ 宿泊する部屋では、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋あたりの人数について配慮し、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する。
- ⑨ 免疫力を高めるため「十分な睡眠」をとり、翌日に疲労を残さない。
- ⑩ 発熱等のかぜ症状など体調不良が発生した場合には、すぐに対応できるよう医療機関と連携しておく。
- ⑪ 利用する体育施設及び宿泊施設等については、必要に応じこまめに消毒を行うとともに、手洗いや手指消毒を徹底する。
- ⑫ 不特定の人との接触をさけるために、外出は必要最小限とする。

(3) 学校が臨時休業した場合

臨時休業の期間は、部活動も中止する。ただし、大会への参加など特に活動を中止することが難しいものについては、参加する生徒や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する。長期休業中に児童生徒または教職員の感染が確認された場合についても、同様とする。

11 寮、寄宿舎、下宿における感染症対策

感染症対策は、県が設置する寮、寄宿舎については校長が行い、下宿については、校長が下宿の管理者に感染症対策を要請し、その様子を確認する。

(1) 寮、寄宿舎、下宿における対応

- ・ 前項までの感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（5月14日公表、同21日一部改訂）」も参考に、施設の規模や入寮している児童生徒数などの実情を踏まえた対応を行う。
- ・ 毎日の対応として、管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。

(2) 共用スペース等における感染症対策

① 基本的な考え方

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際および自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。ただし、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 換気をこまめに行い、窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。

② 食堂

- ・ 食卓は座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように工夫する。その際、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、料理を取る前のアルコールによる手指衛生の徹底、マスクの着用、料理のそばでの会話の禁止を徹底する。
- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

③ 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

④ トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。

- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

⑤ その他

- ・ その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行う。
- ・ 生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付ける。

(3) 発熱等の風邪症状が見られた場合の対応

- ・ 他の児童生徒との接触を避けるため、個室で過ごすようにする。
- ・ できるだけ早く保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとり、医療機関における受診や自宅での静養ができるよう保護者と連携する。

(4) 県外生徒が帰省する場合及び再び寮に戻る場合は、「7 県外出身生徒が帰省する際の対応」と同様に対応を行う。

